

令和7年 10月 16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町山之内 (立船野・我孫子・佐中・寺河内・小畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月9日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地においては山間の不整形な土地や、傾斜地、狭小地など、農業を行う上で効率が悪い農地が多数存在する。その中でも農業機械が進入できるなど作業効率の高い農地においては水稻の作付けがおこなわれている。また、薬用作物となる永年性作物の栽培に取り組むなど利活用に努めているが、農地所有者が高齢化していることで離農が進んでおり後継者不足が顕在化している。そのような中、今後も遊休農地化を防ぐため、持続可能な農地の利活用を検証する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業機械が進入できるなど作業効率の高い農地においては水稻を維持しつつ、その他の農地については有効活用方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地区域内の農地については、担い手となる農家へ集約することを地域内で合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備を実施する見込みはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
山間の不整形な土地や、傾斜地を有効活用できる農業者が存在すれば参入を支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①獣害用電柵などの管理、整備、補修に関しては今後も継続していく。
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。